

平成二十七年九月四日提出  
質問第四〇六号

沖縄戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木貴子

沖繩戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三八九号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第三七四号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第三七四号)を起案したものの官職氏名を明らかにするよう求めたが、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三八九号)では、氏名を明らかにされていない。何故氏名を明らかにされないのか。先の大戦で唯一の地上戦が行われ、悲惨な目にあい、今なお大きな傷をおっている沖繩県民に対しても、政府として誠意をもって質問に答えるべきである。改めて、「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第三七四号)並びに、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三八九号)を起案した者の名前を明らかにされたい。

二 前回質問主意書及び前々回質問主意書で、先の沖繩戦は、ハーグ法(武力紛争法)にふれるか否か、政府の見解を問うたが、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三八九号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第三七四号)では、答えられていない。改めて、先の沖繩戦で、民間人、婦女子を殺戮した米軍の行為はハーグ法にふれると考えるが、政府の見解如何。

三 前回質問主意書及び前々回質問主意書で、米軍による非人道的な沖縄戦のやりかたに対し、日本政府として、戦後七十年の節目の年にあたりアメリカに対して、謝罪、反省を求めるべきでないかと見解を問うたが、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三八九号)及び「前々回回答弁書」(内閣衆質一八九第三七四号)では、何ら質問に対し答えていない。改めて、先の沖縄戦に対し、戦後七十年の節目の年にあたりアメリカに対して、謝罪、反省を求める考えはあるか否か、端的に答えられたい。

右質問する。